

即 時 抗 告 状

収入 ( 1 0 0 0 円 )  
印紙

平成 2 6 年 4 月 1 日

広島高等裁判所松江支部 御中

〒 6 8 0 - 1 1 6 5 鳥取市下味野 4 1 5 - 1 ( 住所 )

〒 6 8 0 - 1 4 1 7 鳥取県鳥取市桂見 6 6 5 - 8 平和開発気付 ( 送達場所 )

( 電話 0 5 0 - 5 8 6 7 - 9 9 3 0 )

( F A X 0 8 5 7 - 5 4 - 1 7 8 1 )

抗 告 人 宮 部 慎 太 郎

〒 6 8 0 - 8 5 7 1 鳥取県鳥取市尚徳町 1 1 6 番地

相 手 方 鳥 取 市

上 記 代 表 者 市 長 竹 内 功

ちょう用印紙額 1 0 0 0 円

予納郵便切手 4 0 8 0 円

上記当事者間の鳥取地方裁判所平成 2 5 年 ( 行ク ) 第 1 号文書提出命令事件 ( 基本事件平成 2 4 年 ( 行ウ ) 第 6 号固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認請求事件 ) について、同裁判所が平成 2 6 年 3 月 2 6 日にした後記決定は不服であるから、即時抗告をする。

第 1 原決定の表示

本件申立てを却下する

第 2 抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
- 2 相手方は、本決定送達の日から 1 4 日以内に、平成 2 3 年度の下味野地区における同和対策固定資産税・都市計画税減免の対象区域を記した文書を提出せ

よ。

- 3 抗告費用は相手方の負担とする。  
との裁判を求める。

### 第3 抗告の理由

- 1 租税法律主義についての憲法と法律の解釈の誤り

原決定は「租税法律主義は、新たに租税を課す場合又は現行の租税を変更する場合には、法律又は法律の定める条件によらなければならないという原則であって、国民又は市民が、国又は地方公共団体に対して、課税額・課税根拠等を明らかにするように求める具体的権利を有していることを基礎付けるものではない」（原決定6，7頁）と判示した。

しかし、憲法第30条および憲法第84条は租税の要件は法律の定めによることを要求しており、また憲法第7条第1号により法律は公布されるものと定められている。また、基本事件において問題になっている地方自治体による固定資産税の減免措置は、地方税法第367条により条例の定めがあることが必要とされ、地方自治法第16条第2項により条例は公布されるものと定められている。このように、租税の要件が法律ないし条例で定められなければならないとされている以上、課税額・課税根拠等が明らかにされるのは、必然的なことである。

また、課税額・課税根拠等が明らかにされない状態で、国民又は市民が納税の義務を果たすことは不可能である。

そもそも本件申立ては、単に課税額・課税根拠等を明らかにするように求めたのではなく、基本事件において課税額・課税根拠等に違法があるから、裁判による確認に必要な証拠の提出を求めたものである。課税額・課税根拠等を裁判による審理の対象とすることが不可能な状況が生じ得るのであれば、租税法律主義は無意味化する。

以上のとおりであるから、租税法律主義は、課税額・課税根拠等が国民又は市民に明らかにされることを前提として成り立つのであり、原決定の判断は租税

法律主義についての憲法と法律の解釈を誤ったものである。

## 2 下味野の同和地区が実質秘ではないという原決定の判断の誤り

原決定の主な理由は、平成23年度の下味野地区における同和対策固定資産税・都市計画税減免の対象区域を記した文書（以降「本件文書」という）が、民事訴訟法第220条第4号ロにいう「公務員の職務上の秘密」にあたるということである。その根拠として、判例（最高裁昭和48年（あ）第2716号同52年12月19日第二小法廷決定・刑集31巻7号1053頁、最高裁昭和51年（あ）第1581号同53年5月31日第一小法廷決定・刑集32巻3号457頁参照）に倣い、本件文書が実質秘の要件を満たしていることを判示した。

原決定は相手方の広報誌「とっとり市報」に同和対策事業としての小集落改良事業に関連して「下味野」という地名が記載されている等の事実を認め、下味野に同和地区が存在するのと情報は、下味野ないし鳥取市において相当程度流布されていることは認めている。その一方で、「特定の地域に同和地区が存在するとの情報が流布しているとしても、地方公共団体である相手方が特定の地域を同和地区として把握していることや、具体的に特定の地域のどの範囲、どの部落を同和地区として把握しているかなどといった情報は明らかにされていない」と判示した（原決定9頁）。

しかし、小集落改良事業はその事業の性質上、対象となった集落が過去の地図の変遷や現地の状況等から明らかなものであり、必然的に同和地区とされた集落も明らかとなっている。それだけでなく、土地の登記簿謄本を取得することで、小集落改良事業の対象となった世帯を個別に調べることも可能である。しかも、相手方の公式の広報誌に掲載されているにも関わらず「地方公共団体である相手方が特定の地域を同和地区として把握していること」等が明らかにされていないという原決定の判断は、齟齬があると言える。

また、原決定は本件文書の内容が明らかになれば対象地域の住民が部落差別にさらされるという趣旨のことを述べるが、単に行政から同和地区との指定を

されたからと言って部落差別の対象になると言える証拠はない。

むしろ、部落差別を違法なものとした明治4年8月28日付け太政官布告449号に反し、近世に穢多村であった下味野の旧赤池集落に対する固定資産税の減免が行われたことが行政による部落差別であって、同和地区に対する偏見が長らく残った一因であることは否定できない。その違法性を証明する基礎となる文書が裁判の証拠として扱われないことは、差別を口実に違法行為を隠蔽することであり、不適切な状態を是正する機会さえ奪うもので、著しく正義に反するものである。

- 3 よって、本件文書提出命令の申し立てを理由なしとして却下した原決定は不服であるから、原決定を取り消し、抗告の趣旨記載のとおり裁判を求めため、本件抗告に及んだ次第である。